

平成29年度 第12回豊能町教育委員会会議（2月定例会）会議録

日 時： 平成30年2月19日（月）午前9時30分～

場 所： 豊能町役場（2階）大会議室

出席者：	教育長	新谷 芳宏
	教育委員	宮崎 純光（教育長職務代理）
	教育委員	太田 佳子
	教育委員	川村 新
	教育委員	岸本 恵子
	教育委員	坂口 敏子
事務局：	教育次長	南 正好
	教育総務課長	入江 太志
	教育支援課長	小田 恵美子
	教育支援課主幹兼子ども支援室長	川西 弥生
	生涯学習課課長	中谷 匠
	教育総務課主査	高田 浩史
	教育総務課主査	西田 純夫

傍聴者：2名

会議次第

1. 議長（教育長）あいさつ

2. 議 事

○審議事項

- ・第15号議案 管理職人事異動について
- ・第16号議案 豊能町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則改正の件
- ・第17号議案 教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項に規定する手続に関する規則改正の件
- ・第18号議案 豊能町青少年文化・スポーツ競技大会参加者報奨金支給規程制定の件
- ・第19号議案 平成29年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について

○その他

- ・平成30年度学力向上プラン（案）について
- ・平成30年度予算（案）について

○各課・室の報告

開会 午前9時30分

1. 議長（教育長）あいさつ

議 長： 只今の出席委員は 6 名全員である。過半数に達しているので、平成 29 年度第 12 回 2 月定例会を開会する。会議録署名人を教育長職務代理の宮崎委員にお願いする。

## 2. 議 事

議 長： 本日は、審議事項 5 件、その他 2 件を議題とする。第 15 号議案及び本日追加議案の第 19 号議案は個人情報を取り扱うため、豊能町教育委員会会議規則第 5 条の規定により秘密会として審議したいが、如何か。

委 員：(全員異議なし)

議 長： 全員異議なしと認めるので、第 15 号議案及び第 19 号議案は秘密会とする。傍聴者の退出を求める。

————— 【非公開部分開始】 —————

————— 【非公開部分終了】 —————

議 長： 会議を再開する。次に第 16 号議案 豊能町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則改正の件について、事務局より提案を求める。

事務局： 第 16 号議案について説明する。改正理由は、学習指導要領の一部改正に伴い、必要となる授業時数の確保を図るため、所要の改正を行うもの。また、学校教育法及び同法施行令が一部改正されたことに伴い所要の改正を行うものである。改正の内容については新旧対照表に記載のとおり、第 2 条については第 1 項中に項番号を追加し、第 2 号中中学校の夏季休業日の終期を 8 月 27 日から 8 月 24 日に改正するものである。また、第 4 条の 7 第 3 項中の「掌理する」を「つかさどる」に改め、第 4 条の 8 第 3 項及び第 4 条の 9 第 3 項中の「処理する」を「つかさどる」に改め、第 4 条の 10 第 3 項中の「に従事する」を「つかさどる」に改めるものである。この規則改正は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。今回の改正のポイントは 2 つである。1 つ目は、授業時数の確保を図るため夏休みを短くしたこと、2 点目は、学校に配置している事務職員が学校運営に深く参画するという趣旨を踏まえた上位法律の改正にあわせて、学校管理規則についても文言を「つかさどる」に変更するものである。

議 長： 只今の提案に対する質疑を求める。

委 員： 夏休みを 3 日間短縮すると、授業時数は 100%になるのか。

事務局： 別紙の参考資料を見て欲しい。平成 27 年度から高校入試の日程が卒業式前になったことによって、3 年生の授業時数とその年のカレンダーに左右されることが多くなった。夏休みの短縮により 3 日間で 18 時間が確保できると考えている。

議長： 他にないか。なければ質疑を終結し、採決を行う。只今提案のあった第 16 号議案について、賛成の方の挙手を求める。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手全員である。よって、第 16 号議案は可決された。

次に第 17 号議案 教育公務員特例法第 25 条の 2 第 5 項及び第 6 項に規定する手続に関する規則改正の件について、事務局より提案説明を求める。

事務局： 第 17 号議案について説明する。改正理由は教育公務員特例法が一部改正されたことに伴い、教育公務員特例法第 25 条の 2 第 5 項及び第 6 項に規定する手続に関する規則について、所要の改正を行うものである。改正の内容は、題名及び第 1 条中「第 25 条の 2」を「第 25 条」に改めるものである。規則改正は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものである。この条項は指導改善研修を規定しているものである。公立小学校等の教諭の任命権者は、教諭の児童生徒に対する指導が不適切である場合に、指導の改善を図るために必要な研修を実施しなければならないという規定を設けており、その法令の改正があったため条項のずれを改正したものである。

議長： 只今の提案に対する質疑を求める。なければ質疑を終結し、採決を行う。只今提案のあった第 17 号議案について、賛成の方の挙手を求める。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手全員である。よって、第 17 号議案は可決された。

次に第 18 号議案 豊能町青少年文化・スポーツ競技大会参加者報奨金支給規程制定の件について、事務局より提案説明を求める。

事務局： 第 18 号議案について説明する。提案理由は、豊能町の青少年に対し、国際及び全国の文化スポーツ大会に参加する個人又は団体に対して、報奨金を支給することに関し必要な事項を定めるものである。

1. 目的は、国際及び全国の文化スポーツ大会に参加する個人又は団体に対して、報奨金を支給することにより、豊能町の青少年育成と文化スポーツ推進に寄与することとしている。

2. 支給の対象として、この規定による報奨金の対象となる大会、ならびに個人及び団体は、次のとおりとする。

対象となる大会は、記録や予選大会などの選抜・選考を経て出場できる次のいずれ

かに該当する大会とする。スポーツ部門としては、(1)国・都道府県が主催する全国大会、(2)日本スポーツ協会加盟の競技団体が主催し、かつ国・都道府県が後援する全国大会、なおこの日本スポーツ協会は平成30年4月1日に日本体育協会から名称変更されるものである。(3)国際大会、(4)全国高等学校野球選手権大会・選抜高等学校野球大会、(5)教育長が特に認めた大会である。

文化の部門としては、(1)府の代表として参加する全国コンクールその他全国規模のコンクール等、(2)国際コンクールその他国際規模の大会、(3)教育長が特に認めた大会である。

対象となる個人としては、(1)大阪府又は豊能町を代表する者として、選抜・選考された町内在住又は在学の小学生・中学生・高校生個人、(2)他府県を代表する者として、選抜・選考された町内在住の小学生・中学生・高校生個人、(3)大阪府又は他府県及び豊能町を代表する者として、選抜・選考された団体（チーム・グループ等）の構成員（当該競技に選手として代表出場する当事者に限る。）で、町内在住の小学生・中学生・高校生個人、(4)記録認定により選抜・選考された町内在住の小学生・中学生・高校生個人、(5)その他、教育長が特に認めた小学生・中学生・高校生個人である。

対象となる団体としては、(1)豊能町に所在地を有する事業所又は学校の所属クラブで、大阪府又は豊能町を代表する者として選抜・選考された構成員（当該競技選手として代表出場する小学生・中学生・高校生の当事者に限る。）が10名以上の団体。ただし、構成員が9名以下の場合は、当該構成員を選抜・選考された個人（国際大会は除く）とみなす。(2)豊能町を主たる活動場所としている団体（チーム、グループ等）で、大阪府又は豊能町を代表する者として、選抜・選考された構成員（当該競技選手として代表出場する小学生・中学生・高校生の当事者に限る。）が10名以上で、構成員の7割以上が町内在住者である団体。ただし、構成員が7割未満の場合は、当該団体の町内在住の者を選抜・選考された個人（国際大会は除く）とみなす。(3)その他、教育長が特に認めた団体、である。

3. 支給額は、別表に定める額とする。

4. 支給方法としては、(1)代表として派遣され、申し込みのあった者に支給する。ただし、団体として豊能町から報奨金を支給された場合、その団体の構成員は個人としての重複申し込みはできない。(2)1個人又は1団体に対する報奨金の支給は、国際大会及び国内大会について、年度内各1回のみとする。

5. 申し込み方法は、所定の支給申込書に必要書類を添えて教育長へ申し込む。なお、申し込みは大会実施日の60日前から大会終了後180日までできるものとする。

6. その他としては、前各項目に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附則としては、この規定は平成30年4月1日から施行する。

別表として、全国大会の個人に1万円、団体に10万円、国際大会の個人に10万円、団体に20万円としている。備考として、国際大会に限り、上記対象となる団体は選抜・選考された構成員が2名以上で団体とみなす。その他の様式として、報奨金支給申込書と報奨金支給申請書を添付している。

議長： 只今の提案に対する質疑を求める。

委員： 今まで、このような報奨金制度はなかったのか。

事務局： 年数ははっきりしないが、役場全体で補助金等の見直しを行ったときに廃止された。

委員： 一旦廃止されたことは分かったが、今回改めて豊能町で育成の目的で制定するにあたっては、国全体の動きなどが関連しているのか。

事務局： 国全体の動きではないが、北摂等の各市町村を調べたところこのような報奨金制度があったため、豊能町においても青少年に対する何らかの支援を行いたく制定するものである。

委員： 制度はあった方が良くと思うが、なぜ、前回廃止されたのか。

事務局： 詳しい経緯は知らないが、前の報奨金制度は文化活動等をしている大人も利用ができた。その方が、この制度を使って何年も重複して全国大会へ行かれるため、どちらかという大人の方の活動の補助金となったことにより、削減しようということになったと聞いている。

委員： 今の説明で良く分かった。今回細かく規定されたことにより子ども達にも良い報奨金が出ると思う。現時点で申請されそうなものはあるか。

議長： それは分からない。今回は青少年に限定して制度化した。町も教育日本一を目指すのであれば、豊能町だけこのような制度がないというのは如何なものか、という視点で、子ども達のやる気を支援する趣旨で制定するものである。

委員： 今、実際に全国大会に行っている子どもがいて、それを支援する制度がないために作ったということではなく、今からこのような制度があるので頑張って欲しいということで制定されるということで理解した。

委員： この報奨金制度があるということは学校を通して伝えるのか。それとも広報誌で伝えるのか。

事務局： まずは広報誌等でお知らせする。また、学校には校長会教頭会で周知する。

委員： 申請して支給される制度があっても、知らなかったり、申請書を書くのが億劫であったりする場合がある。もし対象者が把握できた場合は、申請を促してもらえると有難い。可能であればお願いしたい。

事務局： 学校であればよく承知しているので、情報を収集してできるだけ対象者に知れ渡るようにしていきたい。

委員： 豊能町を主たる活動場所としている学校以外の団体にはどのように知らせるのか。

事務局： 社会教育団体、公民館の認定グループの説明会を3月に行うので、その場で説明を行う予定である。

議長： なければ質疑を終結し、採決を行う。只今提案のあった第18号議案について、賛成の方の挙手を求める。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手全員である。よって、第18号議案は可決された。

次に、その他項目の平成30年度学力向上プラン(案)について、事務局より提案説明を求める。

事務局： 資料の豊能町学力向上プラン(案)に沿って説明する。今年度より予算を付けて指導をしており、来年度は2年目を迎える。今年度は教員の指導力アップを目指して指導員を巡回派遣していた。来年度はそれをもう少し拡充し、子ども達の学ぶ意欲・関心を高めていくための取組、学習習慣や学習規律を図る取組、特にことばの力を育成する取組に対して進めていく。2ページ以降に、方策1~4までそれぞれの具体策を記載している。特に2重丸のところ、下線のところを重点的に行っていく。新学習指導要領により、小学校の道徳や外国語等がどんどん入ってくるので、それらを見据えた取組を図っていきたい。全国学力・学習状況調査の結果から見える課題についても資料を付けている。これを基に、2年次の学力向上プランを作成した。

議長： 現在は案の段階である。予算が可決されれば、予算項目も入れて学校に配布する予定である。この件について質問はあるか。

議長： なければ、次に、その他項目の平成30年度予算(案)について説明を求める。

事務局： 平成30年度豊能町当初予算(案)の概要について説明する。一般会計の総額は6,575百万円、対前年度109百万円、率にして1.7%の増額予算となっており、歳出のうち予算増の主な要因は、投資的経費で定年退職者に対する退職金の増と、投資的・臨時的新規事業費の増のためである。次に人件費については、定年退職者に対する退職金の増が大きな要因である。歳入については、町税は依然として減少する見込みである。

2ページの特別会計について、総額は6,081百万円、対前年度498百万円、率にして7.6%の減額予算である。水道事業会計について、総額は986百万円、対前年度

48 百万円、率にして 4.6%の減額予算である。以上、全会計の合計は、13,642 百万円で、対前年度 437 百万円、率にして 3.1%の減額予算である。

次に、教育委員会関係の主な事業について説明する。工事関係事業の主なものである。10 番のユーベルホール総合防災盤改修事業は、平成 29 年度にも予算を計上していたが、実施する段階で事業費の不足が生じたため平成 30 年度にもう一度予算計上するもので、ホールの防災対策の維持強化のための更新事業である。11 番の小中一貫教育等推進事業は、小中一貫校の整備に係る基本構想、基本設計を行うものであり、平成 30、31 年度の 2 か年事業で事業総額は 4,877 万円である。12 番のシートス改修事業と 13 番の西公民館改修事業は、共に平成 31 年度以降に施設の改修事業を行うための実施設計事業である。

次に臨時事業、新規事業の主なものについて説明する。12 番の子育て世代包括支援センター(基本型)整備事業は、子育て支援センターすきっぷに子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うもので、14 番の母子保健型と共に行うものである。24 番の外国語指導助手活用事業は、小中学校に配置している外国語指導助手を現在の 2 名から 4 名に増員するものである。25 番の町内学校間交流事業は、小学校間の交流や中学校のクラブ活動の交流を支援し、町内の学校間交流を推進するものである。26 番の子どもの読書活動推進事業は、29 年度に引き続き学校図書等の充実や本のソムリエプロジェクトなどの啓発イベントを実施するものである。27 番の学力向上事業は、学力向上プランに基づき子ども達が主体的に学ぶ機会の支援や教員の授業力向上、授業改善の支援を行うものである。28 番のことばの力向上推進事業は、検定試験の受験料を支援することにより国語力、英語力の育成を目的とするものである。29 番のいじめ問題等対策推進事業は、いじめの未然防止及び発生時の対策に備える学校等支援指導員の配置などを行うものである。30 番の放課後児童クラブ地域連携充実事業は、子ども達に放課後の居場所づくりをし、地域の方々の参画を得ながら学習や文化活動などの取組を実施するものである。31 番の教育振興事業は、平成 29 年度に引き続き各小学校に ICT 機器を導入するものである。32 番の中学校給食充実事業は、独自メニューの導入や小学生による中学校給食の試食会を行うものである。33 番の中学校教育振興事業は、31 番と同様両中学校に ICT 機器を導入するものである。34 番の青少年文化スポーツ育成補助事業は、先程説明した町内在住の小学生、中学生、高校生に対し、全国大会、国際大会への参加経費を補助するものである。35 番の図書館利用者用インターネット環境整備事業は、図書館利用者用のインターネット閲覧端末を整備するものである。36 番のユーベルホールワイヤレスマイクシステム更新事業は、老朽化に伴い現在の 800 メガヘルツからスマートフォンなどの干渉を避ける電波帯 1.2 ギガヘルツへ主要周波数を変更し、マイクシステムを更新するものである。これらの事業を実施する教育委員会関係費用については、民生費の中の児童福祉事務事業や児童措置費などがあるが、教育費が一番大きく全体で 9 億 4,584 万 7 千円、額にして 5,127 万 5 千円の減になる。減の要因については、今年度実施の東能勢小学校屋上防水工事や各小学校のトイレ洋式化、中央公民館の耐震補強工事の実実施設計等が減になるものである。これらについては、今後の保幼小中一貫教育や学校の再配置計画に伴い、学校等の大

規模な補修・改修工事が予算措置されなかったということで減額となっているものである。

議長： 何か質問はないか。次に各課・室の報告事項について報告願う。

事務局：(教育総務課)

- ・2月7日 小学校6年生の保護者対象の中学校給食試食会実施報告
- ・1月22日 ひかり幼稚園バス事故に関する示談成立

(教育支援課)

- ・特別の教科道徳に関する研究事業の報告

(子ども支援室)

- ・インフルエンザによる学級等閉鎖の状況
- ・保幼園所、育成室の来年度説明会の実施状況

(生涯学習課)

- ・本日の第18号議案 豊能町青少年文化・スポーツ競技大会参加者報奨金支給規程に関する各方面への周知は、3月議会の予算審議終了後に行う旨の訂正
- ・2月24日 とよのミュージックフェアの開催予定
- ・3月25日 オオサカンによるプレミアムコンサート開催
- ・3月24日 スポーツ推進委員主催の赤目四十八滝トレッキング開催

議長： 只今の報告事項全般に質問はないか。なければ本日の議題は全て終了する。  
3月の教育委員会会議定例会は、3月26日(月)午前9時30分開催予定とする。  
4月の教育委員会会議定例会は、4月27日(金)午前9時30分開催予定とする。  
以上で、教育委員会会議2月定例会を閉会する。

閉会 午前10時50分